

議案第137号

上越市大島庄屋の家条例の一部改正について

上越市大島庄屋の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市大島庄屋の家条例の一部を改正する条例

上越市大島庄屋の家条例（平成16年上越市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ただし書中「ふるさと文化交流会館の」を削る。

第5条第1号中「木曜日」を「火曜日及び水曜日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分		単位	使用料
ふるさと文化交流会館	大研修室	1室1時間につき	650円
	和室	1室1時間につき	450円
	宿泊利用	1人1泊につき	4,000円
かやぶき生活体験棟	座敷 広間	1室1時間につき	850円
	調理体験室	1室1時間につき	1,100円
	宿泊利用	1人1泊につき	4,000円

備考

- 1 冷房又は暖房を利用するときは、宿泊利用の場合を除き、定額使用料の120パーセントの額とする。
- 2 20人以上の団体が合宿、ふるさと体験又は研修を目的として宿泊利用をする場合の使用料は、この表に定める額から500円を減じて得た額とする。
- 3 かやぶき生活体験棟の調理体験室の使用料には、広間の使用料を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市大島庄屋の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。